
第 6 章 原子力災害対策

※本章における専門用語の解説は、資料10－4 原子力防災の基礎用語を参照

第 1 節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民と相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

2 定 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第 3 条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 2 条第 1 号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第 2 条第 3 号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第 2 条第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第 10 条第 1 項に規定する政令第 4 条第 4 項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第 2 条第 2 号に規定する事態をいう。
- (7) 「要配慮者」とは、高齢者、障害者、傷病者、外国籍住民、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

3 計画の推進及び修正

この計画は、原子力災害に対処すべき基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径 5 km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね 30 km）」にも県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲

に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

本村から一番近い原子力発電所は、直線距離で約80kmの位置に立地する浜岡原子力発電所である。従来、原子力事業所における事故では、その影響範囲を8～10km以内としてきたが、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故では、警戒区域は20km圏内、それ以外の区域も計画的避難区域・緊急時避難準備区域に指定している。

国は現在、原子力防災対策の見直しを進めており、平成24年10月末には、原子力規制委員会が全国の前原事故時の放射線物質拡散予測を公表した。浜岡原子力発電所の拡散予測と本村の位置関係は図1のとおりである。また、この予測により、防災対策を重点的に充実すべき地域が見直され、新たな基準が発表になった（表1参照）。これらによれば本村に大きな影響はないように思われるが、この予測は地形の変化等は考慮されておらず、必ずしも安心はできない状況である。

したがって、原子力発電所の事故等により、放射性物質の拡散が本村に及んだ場合、原子力災害に対するとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策を実施することによって、住民の不安を解消するとともに、住民の生命、身体及び財産を保護することを基本とする。

このため、村では住民等への迅速な情報連絡や緊急時モニタリング体制をとることを重点とし、安定ヨウ素剤の備蓄や避難については今後の国の防災指針や原子力に関する最新の情報を随時取り入れ、国や県で新しい方針が示されたときに、随時見直しを行うものとする。

表1 防災対策を重点的に充実すべき地域

原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域については、これまでのいわゆる緊急時計画区域（EPZ）に代えて、以下の基準によるものとする。

区 域	考 え 方
予防的防護措置を準備する区域 （PAZ：Precautionary Action Zone） ○概ね5km	急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域
緊急防護措置を準備する区域 （UPZ：Urgent Protective action Planning Zone） ○概ね30km	国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域
プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 （PPA：Plume Protection Planning Area） ○概ね50km（参考値）	放射性物質を含んだプルームによる被ばくの影響を避けるため、自宅内への屋内退避等を中心とした防護措置を実施する地域

図1 原発事故時の放射性物質拡散予測図（概ね30kmまでが緊急防護措置を準備する区域）



第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
天 龍 村	〔総務課〕 (1) 災害対策本部の設置に関すること。 (2) 情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (3) 相談窓口設置に関すること。 (4) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限の措置に関すること。 (5) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。 (6) 測定器等の管理に関すること。 (7) 環境放射線モニタリング等に係る災害経費の予算・支出に関すること。 (8) 関係市町村との連携に関すること。

	〔住民課〕 (1) 各所における環境放射線モニタリングに関すること。 (2) 健康被害における対策に関すること。 (3) 救護所の設置及び医療体制の確保に関すること。 〔建設課〕 (1) 上下水道施設における環境放射線モニタリングに関すること。 (2) 飲料水における安全措置に関すること。 (3) 汚泥の処理に関すること。 (4) 公園等における環境放射線モニタリングに関すること。 (5) 公園等の表土及び施設の除染に関すること。 〔振興課〕 (1) 農林畜産物における安全措置に関すること。 (2) 観光施設における安全措置に関すること。 〔教育委員会〕 (1) 学校、保育所における放射線測定に関すること。 (2) 給食材料等の放射線測定に関すること。 (3) 園児、児童の安全措置に関すること。 (4) グラウンド等の表土の除染に関すること。
--	--

2 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。 (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。 (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。 (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。 (6) モニタリング等に関すること。 (7) 健康被害の防止に関すること。 (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。 (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。 (11) 飯田広域消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。 (12) 汚染物質の除去等に関すること。 (13) その他原子力防災に関すること。

3 原子力事業者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部電力(株)等	(1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 従業員等に対する教育及び訓練に関すること。 (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 (8) 汚染物質の除去に関すること。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務は、第1章総則第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4節 災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する本章第5節に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

1 モニタリング等

村は、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 村は、広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 村は、学校、公民館等の公共的施設のうち、気密性の高い施設を、あらかじめ避難所として指定しておくとともに、避難所に整備すべき資機材等の整備に努める。
- (3) 村は、避難所、避難方法、屋内退避の方法及び避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

3 健康被害の防止

(1) 資機材の整備等

村は、県及び関係機関等と連携し、放射線測定資機材、除線資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

(2) 被ばく医療体制の整備

ア 体制の整備

村は、県及び医療機関と連携して、避難所に設置する救護所等における初期被ばく医療を中心に体制を整備する。

イ 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

(ア) 村は、県と連携して、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、平常時の配備、緊急時の手順や体制を整備する。

(イ) 村は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、医療機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう、体制を整備する。

※ 初期被ばく医療、安定ヨウ素剤の投与体制等については、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日）における見直し作業後に行われる「長野県地域防災計画」の改訂内容に基づき、規定する予定である。

※ 原子力災害時に使用する「安定ヨウ素剤」の一般的知識については、資料10－3 参照のこと。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発（資料 10－4・10－5 参照）

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村は、県及び原子力事業者と連携し、住民等に対し必要に応じて、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

5 原子力防災に関する訓練の実施

村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第5節 災害応急対策

1 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、村はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

2 情報の収集・連絡活動

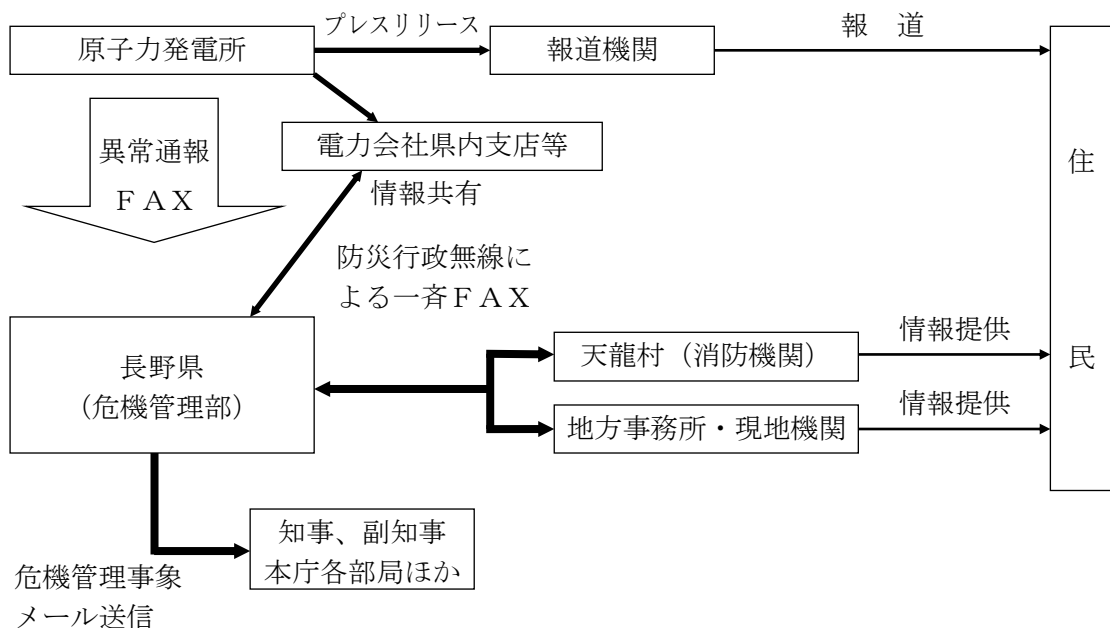
(1) 情報の収集及び連絡体制の整備

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、村は、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置される原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、村及び県が行う応急対策について協議する。

イ 村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

(2) 通信手段の確保

ア 村は、県と連携し、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。



3 活動体制

(1) 職員の参集

ア 動員配備人員の一般的基準

動員・配備の基準については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところによる。

イ 警戒体制

総務課長は、次に掲げるときは、担当職員に命じて、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(7) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(4) その他村長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準及び設置場所

村長は、次に掲げる状況になった場合、天龍村災害対策本部を村役場庁舎内に設置する。

(7) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(4) その他村長が必要と認めたとき。

イ 組織及び所管事務

第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところによる。

ウ 災害対策本部の廃止

おおむね次の基準による。

(7) 村内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(4) 村長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

4 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときは、次の対応を行う。

(1) 災害時のモニタリング

ア 村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、結果を村ホームページ等で公表する。

イ 村は、県が設置するモニタリングポストによる空間放射線量の測定が円滑に行われるよう協力する。

(2) 放射能濃度の測定

ア 村は、必要に応じて水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を村ホームページ等で公表する。

イ 村は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

5 健康被害防止対策

村は、天龍村診療所等と連携し、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保を行うとともに、住民に対し、健康相談窓口を設置する。

6 住民等への的確な情報伝達

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 村、県と連携し、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や原子力事業者との情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

イ 村長は、風評被害の未然防止など、報道機関を通じて原子力災害に関する広報活動を行う必要があると認めるときは、下伊那地方事務所を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

村は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

7 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 屋内退避及び避難誘導

ア 村は、村内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に対して、次の方法等で情報を提供する。

(ア) 防災行政無線、CATV及び広報車等による広報活動

(イ) 村教育委員会等を通じた学校への連絡

(ウ) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

(エ) 警察署・駐在所等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動

(オ) 消防署の広報車等による広報活動

(カ) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

イ 村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

(ア) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行

う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設する。

- (イ) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- (ウ) 退避・避難のための立退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- (エ) 退避所又は避難所を開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日）で示されていた屋内退避及び避難等に関する指標は、次の表のとおりである。

基準の概要	初期設定値 ^(注1)	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（マイクロシーベルト毎時）（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^(注2) ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）。
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^(注3) の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^(注4) させるための基準	20 μ Sv/h（マイクロシーベルト毎時）（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

（注1）「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

（注2）実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

（注3）「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば、野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

（注4）「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

(2) 広域避難活動

ア 村は、村の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請するとともに、県と連携し、避難先及び

輸送ルートの調整を行う。

イ 村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

ウ 他市町村から避難者受入れの要請を受けたときは、あらかじめ定めた避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。

エ 村は、ＪＲ東海・信南交通(株)、自衛隊等と連携し、避難者の輸送を行う。

8 緊急輸送活動

村は、次のとおり緊急輸送体制の確立を図る。

- (1) 村は、県と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。
- (2) 村は、人員、車両等に不足が生じたときは、県を通じて、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

輸送内容	関 係 機 関
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊

9 飲料水・飲食物の摂取制限等

- (1) 飲料水、飲食物の摂取制限

ア 県は、国の指導・助言、指示及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者へ指示又は要請する。

イ 村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

- (2) 農林産物の採取及び出荷制限

村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

(3) 飲食物摂取制限に関する指標

防災指針で示されていた基準は、下表のとおりである。

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000ベクレル／キログラム以上

（「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日）より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

10 県外からの避難者の受入れ活動

(1) 避難者の受入れ

村は、県と協力し、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）に対する受入れ活動を次のとおり実施する。なお、県外からの避難者の受入れについては、風水害、地震などすべての災害においても準用するものとし、具体的な活動については、災害の状況により適切に判断することとする。

ア 緊急的な一時受入れ

村は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し、村の保有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

イ 短期的な避難者の受入れ

村は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。

(7) 県から被災自治体の避難者受入れ要請があったときは、まず緊急的な一時受入れと同様に、村の施設で対応する。

(4) アによる受入れが困難な場合、村内の宿泊施設等を村が借り上げて避難所とする。

ウ 中期的な避難者の受入れ

村は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。

- (ア) 避難者に対しては、村営住宅への受入れを行う。
- (イ) 民間賃貸住宅を村が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。
- (ウ) 長期的に村に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

(2) 避難者の生活支援及び情報提供

ア 村は、県及び避難元都道府県等と連携し、村内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

イ 村は、県と連携し、避難者に関する情報を活用し、避難者に対し避難元市町村からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第6節 災害からの復旧・復興

村は、国、県、及び原子力事業者と相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講ずる。

1 放射性物質による汚染の除去等

村は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

2 制限措置の解除

村は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

3 モニタリング

村は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに村ホームページ等で公表する。

4 風評被害の防止

- (1) 村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ、報道機関等の協力を得て、農林業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (2) 風評被害が実際に生じたと考えられる場合、村は、県と連携して、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

5 健康被害等の相談

村は県及び天龍村診療所等と連携し、住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

(1) 住民への対応

村は、県及び天龍村診療所と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

(2) 健康影響調査

ア 村は、県の協力を得て、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

イ 村は、県が防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

(3) 保育所・学校等における対策

保育所・学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮して、心のケアを含めた対応を行う。

第7節 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、その対応については、第4節「災害に対する備え」、第5節「災害応急対策」、第6節「災害からの復旧・復興」を準用する。